外貨両替時における上限金額の設定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

弊行では、マネーローンダリング防止を目的として、2021年4月1日より外貨両替時に おける上限金額を下記の通り設定させていただくこととなりました。

当行とのお取引状況	上限金額
当行に口座をお持ちのお客さま(※1)	3,000 通貨迄 (※2)
上記以外のお客さま	1,000 通貨迄

※1:口座をお持ちの場合でも、運転免許証等の公的書類による本人確認が未完了の お客さまは1,000 通貨迄とさせていただきます。

※2:上限金額を超える外貨両替をご希望の場合、外貨両替が必要な理由を示す書面等を 窓口にご提示ください(翌日以降、ご回答させていただきます)。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上

お問い合わせ先 株式会社 清水銀行 市場営業部 **番**054-353-5164